

知的財産翻訳ジャーナル

NIPTA

2011年8月号

NPO日本知的財産翻訳協会機関誌

日本語は責任を回避するのに便利な言語である

東京電力、霞ヶ関、原発学者のトライアングルで構成する「日本原発村」は、日本社会の縮図を見せてくれた。それにしてれども、曖昧、意味不明の「原発村言語」は酷すぎる。外国人が理解できず不安で逃げ出すのは当然である。彼ら原発村の村民は責任を取らないで済む言語を操る名人衆である。特許出願明細書の文章も同じで意味不明の文章が多いが大丈夫であろうか。

弊社顧問の篠原泰正氏と一緒に、原子力安全委員会が出した安全指針を読み解いてみた。

“この指針は「基礎」を示すだけであり後は君達の責任でよろしくやってくれ”と述べているように取れる。

この「指針」の中で、つぎの文章がでてくる。

“安全審査においては、当該原子炉施設の安全設計が、少なくとも本指針の定める要求を十分に満足していることを確認する必要がある” “少なくとも”の意味はなかなかの曲者である。この「指針」は安全審査をする者より一段と高いところからの命令書、あるいは指導書であるから、“この指針どおりに確実に審査をせよ”と述べれば済むことである。又も奇怪な文章に出会う。“ただし、安全設計の一部が本指針に適合しない場合があっても、それが技術的な改良、進歩等を反映したものであって、本指針を満足した場合と同様又はそれを上回る安全性が確保しうると判断される場合は、これを排除するものではない。”

この文章は一体、何を述べようとしているのかわかりますか？

“(審査対象の) 設計がこの指針を外れていても、(あなたが) この設計で大丈夫、と判断するなら、この指針は無視していいですよ”、と宣言しているわけだ。つまり、指針は出すけれど、審査の判断はあなたに任せると述べているわけだから、「指針」なんぞは必要ないことになる。

話しあは簡単で、何か事故が生じたとき、“指針は出したけれど、実際に審査をしたのは私ではないから「私、悪くない」と言えるように伏線が張られているわけだ。一方、審査した者は、“私は指針どおりに審査したので、「私も悪くない」と逃げ切ることができる。実際に設計した者は、“安全審査を通ってハンコもらっているから、「私、悪くない」と主張できる。つまり、誰も傷つく者もなく、八方丸く収まるように、それだけの深い配慮がされている恐るべき見事な文章である。

まず「日本特許村発」の日本特許明細書はどのようにになっているのかを検証する。果たして外国

NIPTA理事
日本アイール株式会社 代表取締役
矢間 伸次



人は理解できるのであろうか。そのためには「現状」を調査し「事実」を正確に把握しなければならない。「事実確認」なしでは文句も言えないし対策は立てられない。ということで「現状分析」をして「事実確認」をした。全てとは言わないが酷い状態にあると言えよう。

その原因は「国内特許出願明細書」が最大の原因である。翻訳者は原文に対して忠実に翻訳する義務がある。「忠実翻訳」が前提である以上は翻訳ミスが生じにくい明確な日本語文章を書くべきである。その基本が出来ていない。

海外へ出願する案件は、欧・米型の論理展開を採用した「ロジカル文書」にすること、文章は具体的に明快で解りやすく記述せねばならない。つまり日本特許明細書を作成する当事者は「他言語へ翻訳できる日本語を書く！」、これを強く意識すべきである。つまり機械翻訳ソフトが使える日本語を書くことである。

- 1). 特許明細書は技術文書で法律文書との混合であるという「誤解」を解くべきである。技術文書と法律（法的）文書の混合であるという誤解は、大きな弊害をもたらしている。
- 2). 米国特許明細書は、単に技術文書の一つであり、英語での表記のとおり技術の仕様書（Specification）の一種に過ぎない。
- 3). 「特許明細書に書いてある通りにやれば再現が出来た、というのが特許明細書（発明仕様書）の基本である。若し明確に開示したくない技術であれば特許出願をしなければ済むことである。
- 4). 日本企業の【自社製品】に対する品質保証は超一流である。しかし「自社製品」の「知的財産」を守るべき特許明細書を含めた「文書」の品質は明らかに欠陥品と言える。
- 5). 意味不明な日本特許明細書が齎す経済損失は膨大である。企業の技術者、理工系学生は特許情報を読みたがらない、外国へ出す英文特許抄録は、翻訳ソフトが使えない、日本語を日本語へ翻訳するコストは膨大である。
- 6). 曖昧、意味不明、責任回避の日本特許明細書では、特許流通は進まない。外国の特許明細書は「発明技術」をビジネスで使うことを意識して事業計画書の性格も持ち合わせている。